

海外旅行総合保険

個人プラン



ご出発からご帰宅までの海外旅行中の 海外旅行保険が安心をお届けします。

ケガ・病気の補償・サービス

ケガ・病気以外の補償・サービス

補償

旅行中のケガや病気を補償します。

お支払いする保険金

たとえばこのような場合に保険金をお支払いします。

セットされる補償

保険期間 31日まで のご契約タイプ (パンフレット掲載 の10タイプ)	保険期間 31日超 のご契約タイプ (パンフレット掲載 の6タイプ)
--	--

傷害死亡保険金

旅行中のケガによりお亡くなり
なられた場合にお支払いします。

インドネシアでダイビング中、高
波にさらわれて死亡した。

例 お支払いした
保険金(※)

1,000万円



傷害後遺障害保険金

旅行中のケガにより後遺障害が
生じた場合にお支払いします。

タイで車に搭乗中、前方の車に
追突し、右足親指を切断した。

例 お支払いした
保険金(※)

500万円



治療・救援費用保険金

<傷害治療費用><疾病治療費用>
旅行中のケガまたは病気により医師
の治療を受けた場合にお支払いし
ます。

アメリカで友人の運転する車に
乗っているときに、車がスピン。
右手を骨折し、手術後5日間入院
した。

例 お支払いした
保険金(※)

<傷害治療費用>
229万円



<救援費用>

旅行中にケガや病気
で続けて3日間以上入
院し、家族が現地にか
けつけた場合や現地
から日本への移送が
必要となった場合等
にお支払いします。



メキシコ観光中に、めまいと右
半身の痺れにおそわれ、救急車
で搬送された。脳血管疾患と診
断されそのまま入院。15日間の
入院後、医師・看護師付き添い
のもと医師の判断によりビジネ
スクラスで日本に帰国した。

例 お支払いした
保険金(※)

<疾病治療費用>
221万円
<救援費用>
442万円

応急治療・救援費用

旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化し、
医師の治療が必要となった場合にお支払いします。

⚠ 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについてお客さまがあらかじめ予測できず、かつ、
社会通念上払うべき注意によっても避けられない症状の変化をいいます。



疾病死亡保険金

旅行中に病気によりお亡くなり
なられた場合等にお支払いします。

中東へ旅行中、急に胸が苦しく
なり心肺停止、心不全により死
亡した。

例 お支払いした
保険金(※)

500万円



(※) 損保ジャパンで過去にお支払いした保険金の事例です。実際にお支払いする保険金の額は、ご契約タイプにより異なりますのでご注意ください。

(注1) すべてのご契約タイプにセットされる保険金の種類… ご契約タイプによってセットされる保険金の種類… セットされない保険金の種類…

(注2) ご契約タイプはP.5～P.7(「保険期間31日までのご契約タイプ」はP.5～P.6、「保険期間31日超のご契約タイプ」はP.7)をご覧ください。

(注3) パンフレットに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

思いがけないアクシデント。



- ケガ・病気以外の補償・サービスについてはP.3～P.4をご覧ください。
- 「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」等、詳しい内容につきましては、P.8～P.10に掲載していますので必ずご確認ください。

サービス

旅行中のケガや病気でお困りのとき、 「海外メディカルヘルプライン」がサポートします。

電話でOK!

日本語OK!

24時間・
365日OK!

海外メディカルヘルプラインの主なサービス内容

キャッシュレス治療の手配

- キャッシュレス治療が可能な病院をご利用いただく場合、病院への支払保証のご連絡をします。
- すでに病院等を受診されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をします。

【キャッシュレス治療サービス】

キャッシュレス治療が可能な病院をご紹介します。この場合、治療費はご紹介する病院へ保険金として直接お支払いしますので、現地でのお支払いは不要です。

手続き 簡単

サービスご利用 の流れ

「海外メディカル
ヘルプライン」
へ連絡

対応病院窓口で、保
険証券（または保険
契約証、インシユア
ランスカード等）を提示

損保ジャパン所定または
病院備え付けの保険金請
求書に必要事項（証券番
号等）を記入

これでOK!
医師の治療を
受けられます。



ご注意

- 保険証券（または保険契約証、インシユアランスカード等）を携帯されていない場合、キャッシュレス治療サービスは利用できません。
- ご旅行中は、ご契約の際にお渡しする保険証券（または保険契約証、インシユアランスカード等）とポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）を必ずご携帯ください。
- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されず治療を受けた場合、また各国の状況や病院・医師の事情によりキャッシュレス治療にならない場合等の治療費、医師の処方箋により別途購入する薬代は、お客さまに立て替えていただくことがあります。
- キャッシュレス治療サービスで、実際にかかった治療費用が保険金額を超過する場合の超過部分、またはご加入の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用（歯科治療、妊娠、出産等に起因する病気等）については、お客さまのご負担になります。
- 応急治療・救援費用（疾病に関する応急治療・救援費用補償特約）の対象となる病気の場合、キャッシュレス治療サービスは利用できません。治療費用はお客さまに立て替えていただき、帰国後に保険金の請求手続きが必要となります。

病院／医師の紹介・予約

- 病状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、病院／医師を紹介・予約します。
- 宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡をとり、往診手配・救急車手配をします。

医療通訳サービス

- ケガや病気で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、派遣または電話による医療通訳サービスを提供します。

ご家族等の救援者 へのサポート

- 3日以上続けて入院された場合、病院へ駆けつけるご家族の渡航をお手伝いします。

緊急移送手配

- 事故現場への救急車・緊急ヘリ・緊急医療チームの派遣手配をします。
- チャーター機・付き添い医師／看護師の手配をします。
- 移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配をします。

退院後の帰国手配

- 帰国便の手配をします。日本の病院へ転院の場合、航空会社への患者搭乗手続きをします。
- 主治医の指示に基づく付き添い医師／看護師の手配をします。



- 「海外メディカルヘルプライン」は「日本エマージェンシーアシスタンス株式会社」との提携により運営されています。
- 各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。
- 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご確認ください。

補償

旅行中の携行品の損害や賠償事故等を補償します。

お支払いする保険金

たとえばこのような場合に保険金をお支払いします。

セットされる補償	
保険期間 31日まで のご契約タイプ (パンフレット掲載 の10タイプ)	保険期間 31日超 のご契約タイプ (パンフレット掲載 の6タイプ)
◎	◎
◎	◎
◎	×
×	◎
×	◎

賠償責任保険金

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。

フランスのホテルでバスタブのお湯をあふれさせ、階下と周囲の部屋が使用できなくなったことで、賠償を求められた。

例 お支払いした
保険金(※)
1,243万円

携行品損害保険金

携行品が盗難・破損・火災等により損害を受けた場合にお支払いします。

デンマークで買い物中、リュックサックを開けられて、中に入っていたデジタルカメラなどを盗まれました。

例 お支払いした
保険金(※)
17.5万円

旅行事故緊急費用保険金

予期せぬ偶然な事故により交通費や宿泊費等の費用を負担した場合にお支払いします。

中国の空港で乗り継ぎを予定していたが、航空会社の都合により、急きょ乗継地が変更となり、1日延泊することになった。

例 お支払いした
保険金(※)
1万円

航空機寄託手荷物
遅延等費用保険金

航空会社に預けた手荷物の到着が遅れたため、旅行中に使用する身の回り品などを購入された場合にお支払いします。

シンガポールの空港で乗り継ぎをしたところ、スーツケースが届かなかった。3日後に受け取ったものの、現地で歯ブラシ、Tシャツ、下着などを購入することになった。

例 お支払いした
保険金(※)
1.5万円

航空機遅延費用保険金

旅行に出発後、搭乗予定航空機の欠航や運休等により交通費や宿泊費等の費用を負担した場合にお支払いします。

フランスへ向かうため自宅を出発後、搭乗を予定していた航空機の欠航が発覚。翌日の飛行機を待つことになり、宿泊代が発生、予約していたホテルもキャンセル費用が発生した。

例 お支払いした
保険金(※)
1.5万円

(※) 損保ジャパンで過去にお支払いした保険金の事例です。実際にお支払いする保険金の額は、ご契約タイプにより異なりますのでご注意ください。

(注1) すべてのご契約タイプにセットされる保険金の種類… ◎ セットされない保険金の種類… ×

(注2) ご契約タイプはP.5～P.7(「保険期間31日までのご契約タイプ」はP.5～P.6、「保険期間31日超のご契約タイプ」はP.7)をご覧ください。

(注3) パンフレットに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

サービス

旅行中に事故や病気以外のことでお困りのとき、「海外とら

電話でOK!

日本語OK!

24時間・
365日OK!

海外とらべるサポートのサービス内容

電話による通訳サービス

● 海外で各種トラブルにあった際に、電話による通訳を行います。

メッセージの伝言サービス

● ご自宅や友人・ご親族などへの簡単なメッセージを電話・FAXなどでお知らせします。
● ご依頼いただいた先へお知らせできなかった場合は、その旨ご連絡します。

空港・宿泊施設間の送迎予約・手配の代行

● 空港と宿泊施設間を送り迎えるお車の手配を代行します。

航空券の予約・情報提供のサービス

● 航空券の予約・手配を行います。
● 航空機の時刻表などに関する情報提供を行います。



- 「海外とらべるサポート」は「株式会社プレステージ・グローバルソリューション」との提携により運営されています。
- 現地の事情等によりサービスが提供できない場合や、手配までに時間がかかる場合があります。
- 本サービスは、出国前および帰国後の日本国内からご利用いただくことはできません。



- ケガ・病気に対する補償・サービスはP.1～P.2をご覧ください。
- 「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」等、詳しい内容につきましては、P.8～P.10に掲載していますので必ずご確認ください。



携行品の損害や賠償事故等でお困りのとき、「海外ホットライン」がサポートします。

電話でOK!

日本語OK!

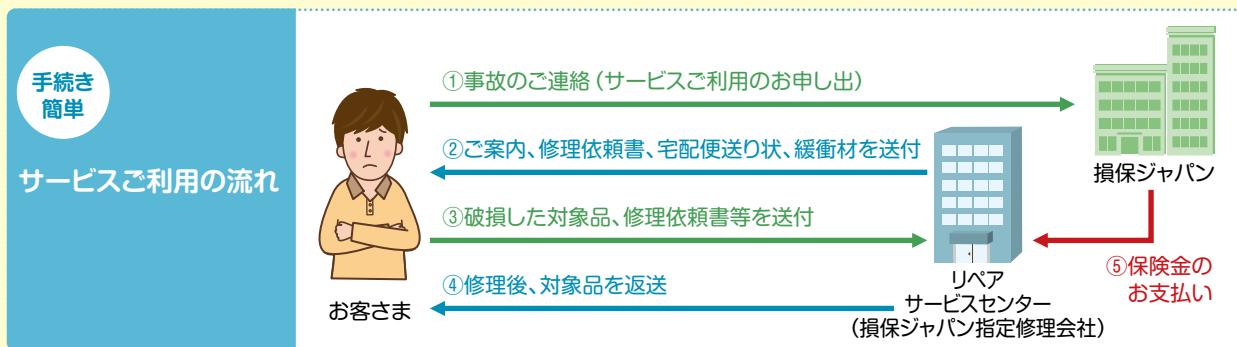
24時間・365日OK!

海外ホットラインの主なサービス内容

携行品の盗難・破損事故相談サービス	● 盗難事故の警察等への届出のアドバイスや、必要書類についてご案内します。
賠償責任事故相談サービス	● 賠償事故を起こされた場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類についてご案内します。
保険金請求方法案内	● 保険金請求に関するさまざまなご相談や必要書類についてご案内します。

[携行品キャッシュレス・リペアサービス]

ご旅行中の事故で破損したお客さまのスーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンの修理に際し、引取りから修理、納品までを損保ジャパン指定の修理会社で行うサービスです。修理代金は損保ジャパンから直接保険金として指定修理会社へお支払いしますので、お客さまに修理代金を立て替えていただく必要はありません。



- (注1) 本サービスの対象品は、スーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンにかぎります。ただし、対象品であっても一部の製品については本サービスの対象とならない場合があります。
- (注2) 本サービスは携行品損害補償特約がセットされている場合で、かつ保険金のお支払対象となるときにご利用いただけます。
- (注3) 本サービスのご提供は日本国内のみとなります(対象品の発着送は日本国内にかぎります。)



- 「海外ホットライン」および「携行品キャッシュレス・リペアサービス」は「株式会社プレステージグローバルソリューション」との提携により運営されています。
- 特約をセットされていない等、ご契約内容によりご提供できるサービスがかぎられる場合があります。
- 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)をご確認ください。

「べるサポート」がさまざまなサービスをご提供します。

宿泊施設の予約・情報提供のサービス	● 宿泊施設の案内、予約、手配を行います。また、宿泊料金やサービス内容などの情報提供を行います。
パスポートのトラブルに関するサポート	● パスポートの紛失・盗難の際に、再発行の手続き方法などについてご案内します。
クレジットカードのトラブルに関するご相談	● クレジットカードの紛失や盗難の際に、カード会社への手続き方法などについてご案内します。
旅行に関する安全情報の提供サービス	● 海外の各都市に関する安全情報や気候・天候に関するアドバイス、予防接種など健康関連情報、祝日などの情報をご提供します。

- 予約・手配等に関する手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客さまのご負担となります。
- 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)をご確認ください。

ご契約タイプ（保険期間31日まで）



最初にお読み
ください。

- パンフレットに掲載している年齢はすべて保険期間の初日における被保険者（保険の対象となる方）の満年齢とします。
- 治療・救済費用保険金額の無制限とは、ケガまたは病気等の事由の発生1回についての支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生補償するものではありません。
- 携行品損害については、携行品1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円）を限度としてお支払いします。また、携行品損害の保険金額が30万円超のご契約タイプを選択された場合、携行品の盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。

被保険者の年齢が15歳以上69歳以下

ご契約者
ご自身が
被保険者と
なる場合



ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険契約の被保険者となることについて、被保険者の同意（ご署名）をいただける場合



この保険契約の被保険者となることについて、被保険者の同意（ご署名）がいただけない場合

被保険者の年齢が15歳未満

被保険者の同意の有無にかかわらず、
傷害（疾病）死亡保険金額は
他の保険契約等と通算して
1,000万円以下としてください。



（注）3歳未満の場合はお引受けできないタイプもございます。別途ご相談ください。

おすすめします!

（S06、P.6のご契約タイプからもお選びいただけます。）

こちらからお選びください!

（P6のご契約タイプからもお選びいただけます。）

ご契約タイプ		S01	S03	S04	S05	S06
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救済費用	無制限	無制限	無制限	3,000万円	無制限
	応急治療・救済費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害 旅行事故緊急費用	100万円 5万円	50万円 5万円	50万円 5万円	50万円 5万円	50万円 5万円
合計保険料	1日まで	7,550円	5,160円	4,660円	4,370円	3,840円
	2日まで	8,450円	5,730円	5,190円	4,880円	4,320円
	3日まで	9,480円	6,550円	5,970円	5,570円	5,050円
	4日まで	10,460円	7,310円	6,690円	6,210円	5,710円
	5日まで	12,430円	8,520円	7,860円	7,320円	6,830円
	6日まで	14,270円	9,850円	9,150円	8,490円	8,080円
	7日まで	15,690円	10,700円	9,960円	9,280円	8,850円
	8日まで	17,470円	11,700円	10,900円	10,190円	9,730円
	9日まで	19,320円	12,890円	12,070円	11,290円	10,870円
	10日まで	20,760円	14,010円	13,130円	12,240円	11,870円
	11日まで	22,780円	15,470円	14,570円	13,530円	13,290円
	12日まで	24,270円	16,580円	15,620円	14,500円	14,270円
	13日まで	28,110円	20,110円	19,130円	17,560円	17,760円
	14日まで	29,350円	20,970円	19,930円	18,320円	18,490円
	15日まで	31,360円	22,770円	21,710円	19,850円	20,210円
	17日まで	33,220円	24,310円	23,190円	21,170円	21,600円
19日まで	40,570円	31,000円	29,780円	26,900円	28,040円	
21日まで	43,840円	33,760円	32,460円	29,260円	30,630円	
23日まで	46,950円	36,340円	34,960円	31,480円	33,020円	
25日まで	49,780円	38,760円	37,300円	33,540円	35,260円	
27日まで	53,140円	41,510円	39,970円	35,910円	37,830円	
29日まで	59,920円	47,680円	46,060円	41,210円	43,820円	
31日まで	63,370円	50,530円	48,810円	43,650円	46,440円	

⚠ 保険期間の設定にあたってご注意ください!

- 保険期間は、海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着するまでの期間に合わせて設定します（保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「5月1日より5月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。）。
- 旅行行程の一部のみを保険期間として設定することはできません。
- 保険期間は、旅行の目的が商用または留学の場合は延長期間を含めて2年まで、それ以外の場合は延長期間を含めて1年までのお引受けとなります。
- 帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者とする保険契約はお申し込みいただけません。

✳ 保険期間の設定イメージ



- これらのご契約タイプには、旅行期間中に既往疾病が急激に悪化した場合に支出した治療費用・救済費用をお支払いする「応急治療・救済費用（疾病に関する応急治療・救済費用補償特約）」がセットされています。既往疾病がない場合は、この特約をセットしないご契約タイプを選択いただくことも可能です。
- パンフレットに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 応急治療・救済費用、旅行事故緊急費用がセットされたご契約で、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間についてはこれらの特約をセットすることはできません。
- 年齢、引受条件等により、お引受けをお断りする場合や、お引受けの条件を制限する場合があります。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

被保険者の年齢が70歳以上

被保険者の年齢が70歳以上の場合は、
ご契約者ご自身と被保険者との関係、
被保険者の同意（ご署名）の有無にかかわらず、
以下のご契約タイプからお選びください。



こちらからお選びください！

ご契約タイプ		K06	K08	K09	K11	K12
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1,000万円	—	500万円	—	500万円
	治療・救済費用	無制限	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円
	応急治療・救済費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	500万円	—	500万円	—	—
	賠償責任	1億円	1億円	5,000万円	5,000万円	3,000万円
	携行品損害	50万円	50万円	30万円	30万円	30万円
	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
合計保険料 保険期間	1日まで	3,680円	2,980円	2,970円	2,620円	2,690円
	2日まで	4,160円	3,410円	3,340円	2,970円	3,050円
	3日まで	4,880円	4,020円	3,910円	3,500円	3,570円
	4日まで	5,530円	4,560円	4,430円	3,990円	4,050円
	5日まで	6,650円	5,590円	5,250円	4,780円	4,840円
	6日まで	7,900円	6,700円	6,210円	5,710円	5,760円
	7日まで	8,670円	7,430円	6,800円	6,280円	6,330円
	8日まで	9,550円	8,250円	7,430円	6,890円	6,950円
	9日まで	10,680円	9,300円	8,270円	7,710円	7,770円
	10日まで	11,680円	10,160円	9,080円	8,490円	8,530円
	11日まで	13,100円	11,420円	10,170円	9,540円	9,560円
	12日まで	14,080円	12,280円	10,960円	10,290円	10,310円
	13日まで	17,570円	15,310円	13,870円	13,110円	13,040円
	14日まで	18,290円	15,960円	14,440円	13,660円	13,590円
	15日まで	19,990円	17,380円	15,820円	14,960円	14,860円
	17日まで	21,370円	18,550円	16,970円	16,030円	15,910円
	19日まで	27,780円	24,030円	22,270円	21,130円	20,870円
	21日まで	30,370円	26,250円	24,370円	23,130円	22,820円
23日まで	32,740円	28,290円	26,310円	24,980円	24,630円	
25日まで	34,970円	30,190円	28,150円	26,740円	26,350円	
27日まで	37,530円	32,400円	30,230円	28,730円	28,300円	
29日まで	43,510円	37,540円	35,170円	33,480円	32,920円	
31日まで	46,120円	39,770円	37,300円	35,510円	34,900円	

⚠ 保険期間を延長される場合は、お手続きが必要です！

ご旅行中に、旅行日程の変更等で「保険期間の延長を希望される場合」は以下のお手続きが必要となります。

STEP 1 日本にいらっしゃる代理の方に、お手続きに必要な事項をご連絡ください。

STEP 2 実際のお手続きは日本にいらっしゃるお客さまの代理の方から、取扱代理店または損保ジャパン営業店あてにご連絡のうえ、行ってください。お手続きは保険料の払込みをもって完了となります。保険期間終了前にお手続きが完了しませんでしたら保険期間の延長ができなくなりますので、十分ご注意ください。

<保険期間の延長のご連絡が不要な場合>

被保険者が保険期間末日までに旅行の終了を予定していたにもかかわらず、右記の事由により遅延した場合には、保険期間はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として延長されますので、上記のお手続きは必要ありません。

- ① 交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
- ② 交通機関の予約受付業務の不備があったことによる搭乗不能
- ③ 被保険者が医師の治療を受けたこと など

(注1) 保険期間は、旅行の目的が商用または留学の場合は延長期間を含めて2年まで、それ以外の場合は延長期間を含めて1年までのお引受けとなります。

(注2) 保険期間延長のお手続きに関する詳しい内容につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）をご確認ください。

※ 保険期間の短縮（解約）について

保険期間の短縮（解約）を請求される場合は、帰国後すみやかに取扱代理店または損保ジャパンにご連絡のうえ、お手続きください。

ご契約タイプ (保険期間31日超)



最初にお読みください。

- パンフレットに掲載している年齢はすべて保険期間の初日における被保険者(保険の対象となる方)の満年齢とします。
- 保険期間は、旅行の目的が商用または留学の場合は延長期間を含めて2年まで、それ以外の場合は延長期間を含めて1年までのお引受けとなります。保険期間の設定および延長のお手続きにつきましては、P.5~P.6に掲載していますのでご確認ください。
- 治療・救済費用保険金額の無制限とは、ケガまたは病気等の事由の発生1回についての支払限度額を無制限とするものであり、治療・救済費用を一生涯補償するものではありません。
- 携行品損害については、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を限度としてお支払いします。また、携行品損害の保険金額が30万円超のご契約タイプを選択された場合、携行品の盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。
- パンフレットに掲載のないご契約タイプをご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険期間が1年を超える場合、ご契約のお申込み後であっても、お客さまのご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回(以下、「クーリングオフ」といいます。)することができます。なお、クーリングオフをすることができない場合がありますので、必ず重要事項等説明書掲載の「クーリングオフ」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。
- 年齢、保険期間、引受条件等により、お引受けをお断りする場合や、お引受けの条件を制限する場合があります。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

被保険者の年齢が15歳以上59歳以下

ご契約者
ご自身が
被保険者となる場合



ご契約者と被保険者が異なる場合

この保険契約の被保険者となることについて、被保険者の同意(ご署名)をいただける場合



この保険契約の被保険者となることについて、被保険者の同意(ご署名)がいただけない場合

被保険者の年齢が15歳未満

被保険者の同意の有無にかかわらず、
傷害(疾病)死亡保険金額は
他の保険契約等と通算して
1,000万円以下としてください。



(注)3歳未満の場合はお引受けできないタイプもございます。別途ご相談ください。

おすすめします!

(S18、K21、K23からも
お選びいただけます。)

こちらからお選びください!

59歳以下ご契約タイプ

ご契約タイプ		S13	S15	S17	S18	K21	K23
保険金額	傷害死亡・後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	500万円	—
	治療・救済費用	無制限	無制限	3,000万円	無制限	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	—
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	5,000万円	5,000万円
	携行品損害	100万円	50万円	50万円	50万円	30万円	30万円
	航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
合計保険料	34日まで	63,300円	49,180円	41,150円	44,820円	34,130円	32,070円
	39日まで	71,890円	56,330円	47,040円	51,390円	39,200円	36,830円
	46日まで	81,460円	64,160円	53,490円	58,450円	44,650円	41,890円
	53日まで	93,380円	74,340円	61,830円	67,760円	51,850円	48,620円
	2か月まで	110,860円	89,590円	74,330円	81,940円	62,900円	58,980円
	3か月まで	139,740円	112,530円	93,270円	102,230円	78,360円	73,290円
	4か月まで	190,070円	154,780円	127,930円	140,470円	107,900円	100,760円
	5か月まで	240,670円	197,620円	162,980円	179,220円	137,890円	128,650円
	6か月まで	289,540円	238,890円	196,760円	216,540円	166,760円	155,490円
	7か月まで	335,710円	277,410円	228,300円	251,060円	193,380円	180,180円
	8か月まで	381,030円	314,930円	259,060円	284,450円	219,070円	203,920円
	9か月まで	513,460円	439,720円	361,000円	405,270円	314,430円	294,210円
10か月まで	579,320円	497,920円	408,610円	459,460円	356,690円	333,830円	
11か月まで	656,260円	567,500円	465,340円	525,360円	408,410円	382,640円	
1年まで	744,470円	648,560円	531,440円	602,920円	469,430円	440,380円	

被保険者の年齢が60歳以上の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



保険期間が3か月以内の場合で、旅行期間の途中で一時帰国する予定があるときは「一時帰国中補償特約」をセットしてください!

海外旅行総合保険は、保険期間中であっても一度帰国(住居に帰着)すると補償が終了します。一時帰国中補償特約をセットすることで保険期間の途中で一時的に帰国(住居に帰着)した場合でも、この保険契約にもとづく保険金をお支払いします。

(注)一時帰国中補償特約の対象となる補償(保険金)は、傷害死亡・後遺障害、治療・救済費用、疾病死亡、賠償責任など一部の補償(保険金)にかぎられます。

- 保険期間3か月超のご契約タイプには自動でセットされます。
ただし、「数次海外旅行者に関する特約(※)」をセットしたご契約および主な旅行先が日本のご契約にはセットできません。
- 渡航期間3か月以内のご契約タイプの場合であっても、ご契約時にお申し出いただければセットすることが可能です。ただし、「応急治療・救済費用」をセットしたご契約および主な旅行先が日本のご契約にはセットできません。
- 本特約をセットするにあたり、保険料の割増はありません。

(※)保険期間中に2回以上の海外旅行を行う場合にも、そのすべての海外旅行に対して、保険契約にもとづいて保険金をお支払いします。ただし、保険期間中でも旅行行程中以外の期間については保険金をお支払いしません。



(※)外国為替及び外国貿易法による居住者・非居住者の定めにより、一時帰国として認められる期間が異なります。詳しい内容につきましては、P.10をご確認ください。

補償内容のご説明

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ) ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
傷害後遺障害	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。	<p>【傷害治療費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 など <p>【疾病治療費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
治療・救援費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】</p> <p>被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア.~キ.等の費用^(※1)のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額^(※2)をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎりります。</p> <p><お支払対象となる場合></p> <p>■傷害治療費用</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合</p> <p>■疾病治療費用</p> <p>②責任期間中に発病した病気^(※3)または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限りります。</p> <p>③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>(※1) 国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。</p> <p>(※2) カイロプラクティク、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。</p> <p>(※3) 責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。ただし、疾病に関する応急治療・救援費用をセツトした場合、対象になることがあります。</p> <p>(注) 病気の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救援費用において同様とします。</p> <p><お支払対象となる主な費用></p> <p>ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用</p> <p>イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ)</p> <p>ウ. 入院または通院のための交通費</p> <p>エ. 治療のために必要な通訳雇入費</p> <p>オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用</p> <p>カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費</p> <p> b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。)</p> <p> ただし、1回のケガまたは1回の病気につき、a. b. を合計して20万円を限度とします。</p> <p>キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>【救援費用部分】</p> <p>被保険者が以下の①~⑦等のいずれかに該当したことにより、以下のア.~カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。</p> <p><お支払対象となる主な場合></p> <p>①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気および歯科疾病は含まれません。))により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎりります。</p> <p>③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合</p> <p>④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合</p> <p>⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合</p> <p>⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎりります。 など</p> <p><お支払対象となる主な費用></p> <p>ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者^(※1)の現地^(※2)までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。)</p> <p>ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設・客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>エ. 治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ転移するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。</p> <p>オ. a. 救援者の渡航手続費</p> <p> b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費</p> <p> c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費</p> <p> ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.~c. を合計して20万円を限度とします。</p> <p>カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。))および現地から自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 など</p> <p>(※1) 現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。</p> <p>(※2) 事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。</p>	<p>【救援費用部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 (いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為(責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときを除きます。) ●麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気による入院 ●歯科疾病による入院 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する心身治療・救済費用保険金	<p>次に掲げる費用のうち、現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、病気等の事由の発生1回につき、300万円(治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は治療・救済費用保険金額)を限度とします。</p> <p>【治療費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により医師の治療を受けた場合、治療・救済費用の【治療費用部分】に記載の保険金をお支払いします。</p> <p>【救済費用部分】 責任期間中に既往疾病の急激な悪化^(※)により3日以上続けて入院された場合、治療・救済費用の【救済費用部分】に記載の救済費用をお支払いします。</p> <p>(※) 海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</p> <p>(注1) 医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用にかぎり、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)帰着後にかかった費用はお支払いの対象になりません。</p> <p>(注2) 下記の費用等はお支払いの対象になりません。</p> <p>◇旅行中も支出することが予定されていた透析、義手義足、ペースメーカー、車椅子等その他器具の使用に関わる費用 ◇温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 ◇あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティック等の費用 ◇運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 ◇臓器移植等およびそれと同等の手術等に関わる費用 ◇眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 ◇毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 ◇不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●責任期間終了後に既往疾病の治療を開始した場合 ●既往疾病の治療または症状の緩和を目的とする旅行であった場合 ●海外旅行開始前において、被保険者が渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合 など ○上記のほか、治療費用・救済費用それぞれについて、【疾病治療費用部分】および【救済費用部分】の保険金をお支払いできない事由を適用します。
疾病死亡保険金	<p>以下の①～③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気で死亡された場合</p> <p>②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎり、また、</p> <p>③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ●歯科疾病 など
賠償責任保険金	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたとき等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。(免責金額はありません。)</p> <p>ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2) 賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注3) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任^(※) <p>(※) 次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。))に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。))に与えた損害 ・賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 など
携行品損害保険金	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える場合で、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されているとき、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(注1) 「携行品」とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの、居住施設内^(※)にある間、携行しない別送品および下記のものには保険の対象に含まれません。</p> <p>(※) 「居住施設内」とは宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。</p> <p>◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など</p> <p>(注2) 「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注3) 旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4) 自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ●置き忘れ^(※)または紛失 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 など <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
旅行事故緊急費用保険金	<p>責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)のため、被保険者が責任期間中に負担を余儀なくされた次の費用^(※2)を保険期間を通じて旅行事故緊急費用保険金額を限度としてお支払いします。ただし、か.身の回り品購入については、別途、旅行事故緊急費用保険金額の2倍を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p><お支払対象となる主な費用> ア. 交通費 イ. 宿泊施設の客室料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意、重大な過失または法令違反 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
旅行事故緊急費用保険金	ウ. 国際電話料等通信費 工. 渡航手続費(旅券印紙代、査証料、予防接種料等) オ. 被保険者が渡航先において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかったサービスの取消料、違約料 カ. 身の回り品購入費(航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れたときに、目的地への到着後、96時間以内に負担した費用にかぎり、) など (※1) 予期せぬ偶然な事故は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行業者(ツアーオペレーターを含みます。))により、その発生の証明がなされるものにかぎり、 (※2) 社会通念上妥当な額とします。 (注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等 ●医学的他覚所見のないもの ●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・連休 ●危険な運動(ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ など
航空機遅延等費用保険金	航空機搭乗時に航空会社に預けた手荷物の目的地への到着が6時間を超えて遅れた場合、目的地への到着後、96時間以内に購入した旅行中に使用する衣類・生活必需品の費用およびやむを得ず必要となった身の回り品の費用を1回の事故につき10万円を限度としてお支払いします。 (注1) 手荷物が被保険者のもとの到着した時以降の費用は除きます。 (注2) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など
航空機遅延等費用保険金	被保険者が責任期間中に以下<お支払対象となる主な場合>のいずれかに該当し、被保険者がそれぞれの地で現実に支出した次の費用 ^(※) を1回の事故につき2万円を限度としてお支払いします。 (※) 社会通念上妥当な額とします。 <お支払対象となる主な場合> ①搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、遅延もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延(被保険者が搭乗予定の航空機の出発遅延、欠航等または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更を含みます。))によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合 など (注) 上記①は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、②は乗継地において負担した費用にかぎり、 <お支払対象となる主な費用> ア. 宿泊施設の客室料、食事代、国際電話料等通信費、目的地において提供を受けることを予定していたが、提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料 イ. 交通費(宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) など (注) 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故、損害額の証明書類をお持ち帰りください。	●故意、重大な過失または法令違反 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など
一時帰国中補償特約	保険期間中に被保険者が一時的に帰国した場合であっても、旅行行程中とみなし、ご契約された傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救済費用保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、疾病死亡保険金、賠償責任保険金をお支払いします。一時帰国中の補償期間は以下のとおりとします。 ①居住者…入国手続きをした日の翌日を起算日として30日間 ②非居住者…入国手続きをした日の翌日を起算日として90日間 (注1) 居住者・非居住者の判定は、「外国為替及び外国貿易法」の定義によることとし、次のとおり取り扱います。 ・居住者とは、その住所または居所を本邦内に有する者をいいます。 ・非居住者とは下記の者をいいます。 ア. 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 イ. 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 (注2) 帰国期間が上記期間を超える場合、超過日数に対してはお支払いの対象外となりますが、再出発の際は出国手続きを完了した時からその契約が自動的に有効となります。	

(注)すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

<用語のご説明>

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニロウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

ご契約時における注意事項

<p><商品の仕組み> 海外旅行総合保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。</p> <p><申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)> ■申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。 ■ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。</p> <p><告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者の生年月日 ★旅行行程中に従事する職業・職務 ★現在の既往症や持病等の健康状態 ★現在の日本国外における居住(永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。)の有無 ★他の保険契約等の加入状況</p>	<p>■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。 ■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p><死亡保険金受取人の指定について> 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。</p> <p><ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合> ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約内容について、ご家族に対し説明していただくようお願いいたします。</p> <p><保険期間について> 保険期間は、1年以内(旅行の目的が「商用」「留学」の場合は2年以内)で旅行行程にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。</p>
--	--

ご契約時における注意事項

<保険料について>

■保険料は保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばビッケル等の登山用具を使用する山岳登山・ハングライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。最低保険料は1,000円です。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。

<保険金額について>

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について>

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する

事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

<補償重複について>

補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※) 海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	海外旅行総合保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	海外旅行総合保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

ご契約後における注意事項

<保険証券>

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

<契約締結後における留意事項(通知義務等)>

(1) 職業または職務を変更された場合

保険証券等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除いたしますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2) 住所または通知先を変更された場合

保険証券等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

(3) 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(4) 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<解約と解約返れい金>

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

その他の注意事項

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金(全額))が補償されます。

<複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<個人情報の取扱いについて>

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<代理店の役割について>

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

お客様向けインターネットサービス

損保ジャパンマイページ 損保ジャパンマイページ 検索

<https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

こんな便利な機能が使えます。 ◆契約内容・事故対応状況のご照会 ◆お取引のある代理店への保険相談

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によって対象外の場合があります。マイページについては損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

◆おかけ間違いにご注意ください。



0570-022808 <通話料有料>

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sompo.or.jp/>)

商品に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパン・営業店までお問い合わせください。

<万一、事故にあわれたら>

■保険金をお支払いする事由が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金をお支払いする事由の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担された事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)示談交渉サービスはありません。相手の方の示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

■被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

★このパンフレットは「海外旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご覧ください。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
TEL 047-380-8742
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>